

○道路使用許可事務取扱要領の制定について

平成13年3月30日
岩規制発第253号警察本部長

〔沿革〕 平成28年3月岩規制第263号、令和4年3月第97号改正

各部長
各所属長

みだしの要領を別添のとおり制定し、平成13年4月15日から施行することとしたので、誤りのないようになされたい。

なお、道路使用許可事務扱い要綱の一部改正について（平成6年10月11日付け岩規制発第346号）は廃止する。

別添

道路使用許可取扱要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条に規定する道路使用の許可（以下「許可」という。）、法第78条に規定する許可の手続き、法第79条に規定する道路の管理者との協議及び法第80条に規定する道路の管理者の特例について必要な事項を定め、その取扱いの適正を図ることを目的とする。

第2 許可の対象

許可の対象は、法第77条第1項各号に掲げる行為で、次のものとする。

1 同項第1号に該当するもの（以下「1号」という。）

- 道路の新設、維持、修繕、清掃及び改良等の工事又は作業（以下「一般道路工事」という。）
 - 水道管、下水道管、ガス管若しくは電力線、電話線その他の電線類等を收容する管路等を地下に埋設し、又はその保守管理等を行う工事又は作業（これらのものを收容する共同溝、ケーブル・ボックス等を埋設し、又はその保守管理等を行う場合を含む。）（以下「管路埋設工事」という。）
 - 地下道工事、地下街工事その他これらに類する工事又は作業（以下「地下道等工事」という。）
 - こ道（線）橋等の架設、改良及び修理に伴う工事又は作業（以下「こ道橋工事」という。）
 - 電気、電話、有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送等の架空線及びその附属物の設置及び保守管理等に伴う工事又は作業（以下「架空線作業」という。）
 - マンホール等を利用して行うケーブル等の引き込み作業、マンホールの点検、補修等の作業（以下「マンホール作業」という。）
 - 道路上空においてつり足場、ゴンドラ等を使用して行う工事又は作業（以下「ゴンドラ作業」という。）
 - 道路において採血、レントゲン撮影、測量、測定等を行う作業（以下「採血等作業」という。）
 - 道路において資機材の搬出入、生コンクリートの打設等を行う作業（以下「搬出入等作業」という。）
 - 仮設道路を設置し既存の交通容量を確保する大規模な道路工事
 - 移動入浴車を道路上に停めて車両自体を入浴施設として使用して入浴させる作業、バルクローリー（LPGタンクローリー）を道路上に停めて契約者宅（一般住宅）のタンクとホースを接続して液化石油ガス（LPG）を充填する作業（タンクローリーによる灯油等の充填も同様）（以下「移動入浴作業等」という。）
 - その他道路を使用して行う工事又は作業
- ##### 2 同項第2号に該当するもの（以下「2号」という。）
- 石碑、銅像、広告塔等の設置（以下「石碑等の設置」という。）
 - 公衆電話ボックス、郵便ポスト等の設置（以下「公衆電話ボックス等の設置」という。）
 - 電柱、電話柱、ケーブル柱等の設置（以下「電柱等の設置」という。）
 - 街路灯、道路照明灯の設置（以下「街路灯等の設置」という。）

- (5) 消火栓及び給水栓並びに消火栓、消防水利、消防用防火槽の標識等の設置（以下「消火栓等の設置」という。）
- (6) 路線バス停留所及びタクシー乗り場の標示施設の設置（以下「路線バス停留所等の標示施設の設置」という。）
- (7) 路線バス停留所に係るベンチ、待合施設等の設置（以下「路線バス停留所ベンチ等の設置」という。）
- (8) 路線バス停留所等の上屋の設置
- (9) アーケードの設置
- (10) アーチの設置
- (11) 家屋に取り付ける日よけの設置
- (12) 上空通路の設置
- (13) パイプその他の上空工作物の設置（以下「上空工作物の設置」という。）
- (14) 舞台、やぐら等の設置
- (15) 建設作業用工作物の設置
- (16) 立看板、掲示板、その他の広告板の設置
- (17) 電柱等の添架広告物の設置
- (18) 取付け看板、標灯等の設置
- (19) 横断幕の設置
- (20) 小旗、提灯、造花、その他の飾り付けの設置（以下「飾り付けの設置」という。）
- (21) 歩行者若しくは車両の運転者等に情報を連絡し、又は提供するための装置、施設等の設置（以下「情報提供装置、施設等の設置」という。）
- (22) その他道路における上記(1)～(21)に類する工作物の設置

3 同項第3号に該当するもの（以下「3号」という。）

- (1) 露店（簡易な施設を設け、又は野外の特定の場所を使用して物品を販売し、若しくは飲食を提供するものをいう。）
- (2) 屋台店（簡単に移動できる施設で飲食を提供するものをいう。）
- (3) 靴磨き、靴修理、大道占いその他簡易な施設を設け役務を提供するもの（以下「靴磨き等」という。）
- (4) 商店が臨時に出す商品の陳列台（以下「商品の陳列台等」という。）
- (5) その他上記(1)～(4)に類するもの

4 同項第4号に該当するもの（以下「4号」という。）

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号。以下「県細則」という。）第23条に定める次の行為をいう。ただし、(6)、(7)及び(9)に掲げる行為にあつては、公職選挙法の規定により行うことができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。

- (1) 道路にみこし、だし、踊り屋台の類を出し、又はこれらを移動すること（以下「みこし等」という。）
- (2) 道路において競技、パレード、仮装行列、提灯行列、集団行進（生徒及び園児の遠足、修学旅行又は葬列等を除く。）等を行うこと（以下「路上競技、集団行進等」という。）
- (3) 道路において祭礼行事、式典、記念行事その他の催物を行うこと（以下「祭礼行事等」という。）
- (4) 道路においてロケーション、撮影会又は街頭録音会を行うこと（以下「ロケーション等」という。）
- (5) 道路において消防、避難、救護その他の訓練を行うこと（以下「消防訓練等」という。）
- (6) 道路に人が集まるような方法で演説、演芸、奏楽、映写等をし、又は拡声器を使用し、若しくはラジオ、テレビジョン等の放送を行うこと（以下「人寄せ等」という。）
- (7) 交通の頻繁な道路に広告、宣伝等の印刷物その他の物品を撒布し、又は交通の頻繁な道路において通行する者にこれを交付すること（以下「宣伝物交付等」という。）
- (8) 道路において人が集まるような方法で寄附を募集し、署名を求め、又は立売等の方法で物を販売すること（以下「寄付金募集等」という。）
- (9) 広告又は宣伝のため、車両等に著しく人目を引くような旗のぼり、看板を掲出し、又は特異な装飾その他の装いをして通行すること（以下「車両装飾、チンドン屋等」という。）

(10) 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験、自動運転技術を用いて自動車を自律的に走行させるシステムで、緊急時等に備えて自動車から遠隔に存在する監視・操作者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができるものを用いて公道において自動車を走行させる実証実験、手動による運転時は通常のハンドル・ブレーキと異なる特別な装置で操作する自動車を車内に存在する監視・操作者が、公道において手動で走行させ又は自律的に走行させる実証実験（以下「自動運転等の公道実証実験」という。）

(11) 特定自動配送ロボット等（物品の配送その他のサービスを実施するため、遠隔操作又は自動操縦により道路を走行させることができる自動配送ロボット又は人が乗車するロボットのうち、「遠隔型」、「低速・小型」、「歩行者が通行すべき場所を走行」等のロボットで、これから実証実験を行おうとする場所と同一又は類似の環境において240時間以上の走行実績を保有するロボット）の公道実証実験（以下「特定自動配送ロボット等の公道実証実験」という。）

第3 許可申請者

許可を申請する者は次のとおりとする。

1 法第77条第1項第1号に掲げる行為の許可の申請者は、工事又は作業（以下「工事等」という。）を行おうとする者又は当該工事等の請負人であって、当該工事全般について管理している者とする。ただし、これらの者が法人の場合はその代表者とする。

2 同項第2号から第4号に掲げる行為の許可の申請者は、当該行為を行おうとする者とする。ただし、これらの者が法人又は団体の場合はその代表者とする。

第4 申請の受付

1 事前相談の取扱い

許可の申請をしようとする者から許可に係る相談、問い合わせがあった場合には、その実施方法、安全対策等について適切に応じ、特異重要なものについてはその経緯を明らかにしておかなければならない。

2 申請書の提出先

(1) 申請書の提出先

申請書の提出は、当該申請に係る道路使用の場所を管轄する署長又は高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）に対して行わせるものとする。

(2) 提出先の特例

ア 二以上の署長等の管轄にわたる場合

道路使用の許可行為にかかる場所が、同一の公安委員会の管轄に属する二以上の署長等の管轄にわたる場合は、原則として出発地又は主たる場所を管轄する署長等に対して行わせるものとする。

イ 二以上の公安委員会の管轄にわたる場合

道路使用の許可行為に係る場所が二以上の公安委員会の管轄にわたる場合は、それぞれの公安委員会の管理に属する署長等に対して行わせるものとする。この場合、当該道路使用の許可行為が他県から及ぶときは、原則として最初に入県することとなる場所又は主たる場所を管轄する署長等に対して行わせるものとする。

ウ 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年条例第30号。以下「公安条例」という。）と競合する場合

道路使用許可行為の対象となる行為が、同時に公安条例の対象とされる場合においては、当該行為についての公安条例に基づく申請書に道路交通法施行規則（昭和35年12月総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第10条第1項各号に掲げる事項が記載されているときは、公安条例に基づく申請書の提出をもって道路使用許可申請書の提出があったものとみなす。

エ 道路占用許可と競合する場合

道路使用許可の対象となる行為が、同時に道路法（昭和27年法律第180号。以下「道路法」という。）第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、道路管理者を経由して申請書の提出を行わせることができる。

3 申請書類

(1) 申請書の様式

申請書の様式は、施行規則第10条第2項の別記様式第6とする。

(2) 申請書の提出部数

申請書及び添付書類の提出部数は2通とする。

(3) 申請書の添付書類

県細則第24条で定める添付書類は、次のとおりとする。

ア 道路使用の場所又は区間の付近の見取図

イ 工作物を設ける場合にあっては、その設計図及び仕様書

4 申請書の受理

署長等は、申請書の提出を受けたときは次の事項について確認し、所定の様式で内容が具備されている場合はこれを受理するものとする。ただし、交番又は駐在所においては7日以内の道路使用許可申請書に限って受理するものとする。

(1) 申請内容は「第2 許可の対象」に規定する許可の対象行為であるか

(2) 申請者は「第3 許可申請者」に規定するものであるか

(3) 申請書は所定の様式を使用しているか

(4) 申請書の記載事項は充足しているか

(5) 道路使用の目的、場所、区間及び経路等が適切であるか

(6) 当該申請に必要な添付書類が具備されているか

(7) 他の法令に抵触するものでないか

5 関係者との協議

(1) 二以上の署長等の管轄にわたる場合

署長等は、道路使用の許可の申請を受理した場合において、当該許可の対象となる行為に係る場所が他の署長等の管轄にわたるときは、当該関係署長等に協議しなければならない。

(2) 二以上の公安委員会の管轄にわたる場合

署長等は、道路使用の許可の申請を受理した場合において、当該許可の対象となる行為に係る場所が他の公安委員会の管理に属する署長等の管轄にわたるときは交通規制課を通じ、当該関係署長等に協議しなければならない。

(3) 道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受ける場合

署長等は、許可の申請に係る行為が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、当該道路管理者に別添様式第1号の「道路交通法第79条による協議書」により協議しなければならない。ただし、既に当該道路管理者の判断を了知している場合はこの限りでない。

第5 許可の審査

1 許可の審査

署長等は、許可をしようとするときは、別添1の「審査基準」により審査するものとする。

2 審査基準適合性の判断

申請により求められた許可をするか否かの判断は、審査基準に照らし判断すべきであるが、許可の対象行為が多様で、予め具体的な審査基準を定めておくことが困難であることから、個別の判断に当たっては、原則として別添2の「類型別判断基準」を参考として審査基準適合性を判断することとする。

なお、申請書の添付書類だけで判断が困難な場合は、申請人に対し申請行為に係る説明又は資料提示を求め、適正な判断に努めること。

3 標準処理期間

申請されてから許可するまでの標準処理期間は、行政庁の休日を含まない7日以内に許可することを原則とする。

なお、法第78条第2項の規定に基づき、道路の管理者を経由して提出された申請については、上記日数に道路管理者が当該申請を処理するために要する日数を加えたものを標準処理期間とする。ただし、以下(1)～(5)の条件のいずれかに該当する道路使用許可を必要とする行為（以下「要許可行為」という。）の申請に係る処理に関しては当該標準処理期間は適用されない。）

- (1) 法第79条に基づき、道路管理者との協議が必要なもの
- (2) 他に調整を行う必要のある要許可行為があるもの
- (3) 交通規制の実施、変更等を行う必要があるもの
- (4) 二以上の都道府県公安委員会の管轄にわたるもの
- (5) 一般交通への妨害性が顕著であるため、許可に際して特に慎重に検討する必要があるもの

4 許可の件数及び期間の基準

- (1) 許可の件数の基準

ア 許可の件数の原則

道路使用の許可は、原則として、道路を使用する一つの行為について一件の許可とする。

イ 例外的な取扱い

- (ア) 連続する同種の行為の取扱い

別添3の「許可の件数及び期間に関する基準」のとおりとする。

- (イ) 競合する行為の取扱い

同一の申請者が同一目的で二以上の異なる道路使用行為を行うこととなる場合であって、一つの道路使用行為が他の道路使用行為の前提とみなされる場合、又は他の道路使用行為に付随する行為で一般交通に与える影響が極めて少ない場合には、例外的に包括して1件の許可として取り扱うことができる。(2号の申請の場合において、工作物の設置工事等を別の者に請け負わせ、かつ、当該設置工事が同項第1号に該当する場合には、当該請負人から別に同項第1号の許可の申請を行わせること。)

- (2) 許可の期間等の基準

許可の期間等の基準は、原則として、別添3の「許可の件数及び期間に関する基準」のとおりとする。

5 本部長に対するりん議

署長等は、次の事項については、別添様式第2号の「道路使用の許可(協議)等について(りん議)」により本部長にりん議するものとする。

- (1) 主要幹線道路(高速道路、自動車専用道路を含む。)、繁華街の道路等交通の頻繁な道路における工事等で交通上の影響が著しいもの若しくは交通規制を伴うもので著しく交通の妨害となるおそれのあるもの。
- (2) アーケード、上空道路の新設又は改造
- (3) 規模の大きいパレード、マラソン、駅伝、自転車ロードレース、トライアスロン、ラリー
- (4) 二以上の署等にわたって通行の禁止、制限を伴うこととなるような社会的影響の大きい行為及び二以上の公安委員会の管轄にわたる行為
- (5) 道路管理者の道路情報管理施設の設置工事
- (6) 歩行者又は車両の運転者等に情報を連絡し又は提供するための装置、施設等の設置
- (7) 電線類の地中化工事又はケーブル・ボックスの埋設工事

6 警察庁との協議

本部長は、次に掲げる道路使用の許可の申請があったときは、警察庁交通局交通規制課長と協議しなければならない。

- (1) 新たに主要幹線道路を使用して行う路上競技等及び祭り、パレード等の行事
- (2) 新しい形態の道路使用の行為

7 条件付与

(1) 署長等は、道路使用の許可の申請があった場合において、法第77条第3項の規定により道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要な条件を付そうときは、別添1の「審査基準」を参考に必要な条件を付すものとする。

(2) 条件を付するときで、所定の様式中に記載できないときは別添様式第3号の「道路使用許可条件書」に記載するものとする。

8 一部不許可処分又は不許可処分の理由の提示

署長等は、道路使用の許可申請があった場合において、当該申請に係る行為が法第77条第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、一部不許可処分又は不許可処分を行うことができる。この

場合、原則として申請者に対し、同時に、その不許可とした理由を別添様式第4号の「不許可理由書」に記載して交付するとともに、後日審査請求及び取消訴訟が提起される場合に備えて、処分の適法性を疎明する資料を準備しておかなければならない。

第6 許可証の交付

1 許可証の作成

許可証の作成は、次による。

- (1) 許可証は、申請書の「道路使用許可証」欄への記載及び押印により作成する。
- (2) 条件を別紙（道路使用許可条件書）に記載した場合は、関係書類と許可証を割り印又は契印する。
- (3) 許可証には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に基づく教示事項を下記のとおり記載する。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます。

- (4) 公安条例に関連する許可証の作成については、公安条例に定める許可証又は届出済証の下欄の余白に「道路交通法第77条第1項により許可する」と記載し、署長等名を公安委員会名と併記し、押印する。

2 許可証の交付

許可証の交付は、次による。

- (1) 許可証は、できる限り申請者本人に交付する。
- (2) 許可証の交付年月日、受領者等必要事項を別添様式第5号の「道路使用許可台帳」及び別添様式第5号の1の「受領確認簿」に記載し、処理のてん末を明らかにする。

3 許可証の再交付

法第78条第5項に規定する許可証の再交付の申請を受理したときは、次により行うものとする。

- (1) 再交付の申請は、施行規則第12条の別記様式第8及び当該許可証を提出して行わせるものとする。ただし、当該許可証を亡失し、又は滅失した場合にあっては、当該許可証を提出することを要しない。
- (2) 再交付の申請を受けたときは、署長等は、審査の上許可証を再交付するものとする。

第7 法第80条の規定による道路管理者からの協議

法第80条の規定による道路管理者からの協議は、次によるものとする。

1 道路管理者が当該道路工事の全般について管理しており、道路工事の実施場所、実施時期、期間、工事規模から考えて、道路管理者の監督員の当該道路工事現場への常時配置等十分な工事管理が行われるものであることを条件とする。

2 道路管理者の行う道路工事等も交通に与える影響については、他のものが行う工事等と同様であることから、別添1の「審査基準」に基づき、必要な条件の付与、保安施設の設置、保安要員の配置等必要な指導を積極的に行う。

3 道路の維持、修繕その他管理のための工事又は作業以外のものは、法第80条の協議対象ではなく、道路管理者を許可申請者とする法第77条第1項第1号の道路使用許可対象として扱う。また、道路の付属物以外の工作物を設置する場合は、当然に法第77条第1項第2号の道路使用許可対象として取り扱う。

4 回答は必要な条件を付して、別添様式第6号の「道路工事等を行うため道路交通法の規定に基づく協議について（回答）」により行う。

5 緊急を要し、かつ、あらかじめ文書により協議するいとまがないときは、文書による協議に要する期間内に終了する工事等又は工事等の一部であって文書による協議に要する期間内に行われるものに限り口頭による協議を受理し回答を行うことができる。

第8 手数料の徴収

手数料の徴収の手続きは、次により行う。

1 手数料の徴収は、「第5の4許可の件数及び期間の基準」に従い、1件ごとに、当該許可の申請時において申請者から徴収する。

なお、電子申請による手数料の徴収は、原則として、当該許可の申請時から審査が完了するまでの間に徴収する。

2 手数料の額は、岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号。以下「手数料条例」という。）第2条に規定する額とする。

3 手数料の免除（手数料条例第2条及び第4条）

(1) 署長等は、次の一に該当する場合は、手数料を免除することができる。（別添4の「道路使用許可等手数料免除基準一覧表」参照。）

ア 国又は地方公共団体が公益の目的のために直接道路を使用する場合

注： 「公益の目的で直接道路を使用する場合」とは、国又は地方公共団体がその責務の範囲内の事務（事業）を行う場合で、かつ、直接道路使用を行うため、道路使用許可手数料が当該国又は地方公共団体等の負担となるときをいう。従って、国又は地方公共団体が行政上の必要により行うものであっても、会社等がこれを請け負って行う場合等、道路使用許可手数料が直接当該国又は地方公共団体の負担とならないときは、手数料を徴収しなければならない。

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者が場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出す場合

注： 保護の種類は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助である。

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育上又は保育上の行事のために道路を使用する場合

注： 学校の範囲は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園（公私立を問わない）である。なお、専修学校、各種学校は該当しない。

エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設のうち保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園（以下「保育所等」という。）が教育上又は保育上の行事のために道路を使用する場合

注： 知事に届出又は知事の認可を受けた保育所等における教育上又は保育上必要と認められる場合。（無届、無認可の保育所等は該当しない。）

オ その他上記ア～エに準ずる場合で、手数料を免除することが適当であると署長等が認めたとき。（取扱いの適正を期するため、次の道路使用に限って手数料を免除することができるものとする。）

(ア) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に定める共同募金会が、その設置目的に基づいて行う募金及び岩手県緑化推進委員会が緑の羽根募金を行う場合

(イ) 日本赤十字社が、その事業を推進するために必要と認められる活動を行う場合

(ウ) 災害防止訓練のために、水防、消防、避難の演習等を行う場合

(エ) 交通安全協会、防犯協会、暴力団排除団体、消防協会が、その設置目的に基づいて活動を行う場合

(オ) 社会奉仕を目的として道路、道路施設、道路標識、公園等公共施設の清掃等の活動を行う場合

(2) 道路使用許可等手数料免除申請書の作成

免除該当と認められる場合は、当該申請者に別添様式第7号の「道路使用許可等手数料免除申請書」の作成提出（1部）を求め、関係書類と一括して保管すること。

なお、作成にあたっては免除理由が明確となるよう記載する旨教示すること。

(3) 疑義のある場合の措置

免除該当者であるか否かにつき疑義あるときは、国、県、市町村等関係機関に電話等での調査、確認及び交通規制課に対して照会を行うこと。

照会等の結果は、電話用紙等により、そのてん末を明らかにしておくこと。

(4) 証紙貼付覧の措置

免除該当の場合は、証紙貼付覧に朱書で免除と記載の上取扱者が押印すること。

4 公安条例に関連する道路使用許可手数料は別添様式第8号の「収入証紙納付書」に貼付し、関係書類と一括して保管すること。

5 既納の手数料は、申請の撤回があった場合においても還付しない。

第9 許可証記載事項変更の届出の受理

法第78条第4項に規定する許可証の記載事項変更の手続きは、次により行うものとする。

1 許可証の記載事項の変更の届出は、施行規則第11条の別記様式第7の届出書及び当該許可証を提出させて行うものとする。

2 署長等は、許可証の交付を受けた者から当該許可証の記載事項の変更の届出を受理した場合は、許可の同一性が認められるものかどうか、次の事項を審査しなければならない。

- (1) 許可の申請者
- (2) 許可に係る道路使用の範囲、方法
- (3) 許可に係る日時の道路又は交通の状況

3 署長等は、上記2により審査した結果、許可の同一性が認められる場合には当該許可証の変更に係る事項を記載するものとし、同一性が認められない場合には新たに許可の申請を行わなければならないことを教示するものとする。

第10 許可条件等の変更

法第77条第4項に規定する許可条件の変更等の手続き及び法第80条の規定による道路管理者からの協議を受けた場合における協議の条件の変更の手続きは、次により行うものとする。

1 法第77条第4項に規定する許可条件の変更の手続き

許可条件を変更し、又は新たに条件を付する特別の必要が生じたときは、その理由及び条件の内容を明示した別添様式第9号の「道路使用許可条件変更通知書」を申請者に交付する。この場合において、当該許可が道路法第32条第1項又は第3項の規定を受けるものであるときで道路管理者に条件を通知している行為については、あらかじめ別添様式第10号の「道路使用許可の条件変更連絡書」を道路管理者に送付するものとする。

2 法第80条の規定による道路管理者からの協議を受けた場合における協議の条件の変更の手続き

署長等は、協議成立後において協議の条件を変更する必要が生じたときは、道路管理者に対し、速やかに別添様式第11号の「道路工事等協議の条件変更通知書」により通知するとともに、変更に係る事項について再協議するものとする。

第11 許可の取消し等

法第77条第5項に規定する許可の取消し又はその効力の停止の手続き及び法第80条の規定による道路管理者からの協議に対する回答の撤回の手続きは、次により行うものとする。ただし、法第77条第3項又は第4項の規定による条件を付された者又は法第80条の規定により道路管理者から協議を受けて必要な条件を付した場合において道路管理者がその条件に違反したときは、原則として法第81条第1項に規定する必要な措置をとることを命じ、その命令に従わないときに行うものとする。

1 法第77条第5項に規定する許可の取消し又はその効力の停止の手続き

(1) 許可条件に違反した時又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じた場合において、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止しようとする場合には、当該処分を必要とする理由を明らかにしておくこととし、許可条件に違反した者に対しては、別添様式第12号の「弁明通知書」を交付し、当該処分に係る者又はその代理人から別添様式第13号の「弁明調書」により当該許可条件違反についての弁明を聴取するとともに、写真又は見取図により条件違反の状態を明らかにした報告書を作成しておくものとする。

なお、当該処分に係る者又はその代理人が提出した証拠書類等に関しては、別添様式第14号の「提出物目録」を作成してその写しを交付すること。

また、これを還付する場合には、別添様式第15号の「還付請書」と引き換えに行うものとする。

(2) 許可の取消し又はその効力の停止は、当該処分に係る者に対し別添様式第16号の「道路使用許可の取消し・停止通知書」を交付するとともに、既に交付した許可証を返納させること。この場合において、当該許可が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、別添様式第17号の「道路使用許可の取消し・効力停止連絡書」を速やかに道路管理者に送付するものとする。

(3) 許可の効力の停止の期間は、条件違反を是正して交通の危険又は妨害を排除するために必要な日数と、将来、条件違反を犯さないために必要な準備日数を加えたもの又は効力を停止しなければならない理由が解消するまでに要する期間とする。

2 法第80条の規定による道路管理者からの協議に対する回答の撤回の手続き

道路管理者が行う道路の維持、修繕、その他の管理のための工事又は作業のうち既に協議が整ったものについて、道路管理者が整った協議の内容に違反した場合においては、上記1に準じて当該道路管理者からの弁明を聴取し、写真又は見取図により違反の状態を明らかにした報告書を作成して、別添様式第18号の「道路工事等協議済みの意思表示の撤回通知書」を交付するものとする。

3 前項の処分をするにあたり、法第77条第6項ただし書の規定により措置したときは、別添様式第16号の「道路使用許可の取消し・停止通知書」、別添様式第18号の「道路工事等協議済みの意思表示の撤回通知書」にその旨を記載するものとする。

第12 許可事項等の遵守状況の調査、確認

1 許可事項及び許可条件の遵守状況の調査、確認

署長等は、道路使用の許可事項及び許可条件の遵守状況について調査、確認しなければならない。ただし、次に掲げるものについてはこれを省略することができる。

- (1) 許可に係る場所が小規模で交通に与える影響が少ないと認められるもの。
- (2) 許可に係る期間が短時間で交通に与える影響が少ないと認められるもの。
- (3) その他警察署長が交通に与える影響が少ないため調査確認の必要がないと認めたもの。

2 調査、確認をしなければならない事項

署長等が調査、確認をしなければならない事項は次のとおりとする。

- (1) 当該許可に係る道路使用の場所又は区間の遵守状況
- (2) 当該許可に係る道路使用の期間及び時間の遵守状況
- (3) 当該許可に係る道路使用の方法及び形態
- (4) 現場責任者体制
- (5) 歩行者及び車両を安全かつ円滑に誘導するための措置
- (6) 路面の履工、埋めもどし及び清掃状況
- (7) その他当該工事に付した条件の遵守状況

3 署長等の措置

署長等は、上記2の事項に関し調査、確認を行った結果、許可条件違反、法令違反等を認めた場合には、道路における危険を防止し、又は交通の安全と円滑を図るために必要な措置をとるものとする。

第13 原状回復状況の調査、確認

1 原状回復状況の調査、確認

署長等は、法第77条第7項の規定により許可を受けたものが講じなければならないとされている道路の原状回復措置について、その状況を調査、確認しなければならない。ただし、次に掲げる以外のもので、特に署長等が交通に与える影響が少ないと認めたものについては、これを省略することができる。

- (1) 道路の掘削、路面の補修を伴う大規模な工事。
- (2) 道路標識、信号機等の移設又は道路標示の塗り替えを伴う工事。
- (3) 工作物の設置許可の期間が満了し、引続き許可を受けるものでないもの。
- (4) 法第77条第5項の規定により当該許可が取り消されたもの。

2 調査、確認をしなければならない事項

署長等が調査、確認を行わなければならない事項は次のとおりとする。

- (1) 路面の回復状況
- (2) 道路標識、道路標示及び信号機等の回復状況
- (3) 資機材の撤去状況
- (4) その他道路における交通の危険の回復状況

3 署長等の措置

署長等は、上記2の事項に関し調査、確認を行った結果、原状回復措置がとられていないとき又は不十分で交通の安全と円滑に支障があると認める場合は、道路における危険を防止し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な措置をとるものとする。

第14 道路使用許可に関する資料の整理、保管

1 道路使用許可台帳及び協議書台帳

署長等は、法第77条第1項の規定により許可を行ったとき又は法第80条の規定により道路管理者と協議を行ったときは、当該許可に係る行為の種別に応じた別添様式第5号の「道路使用許可台帳」（手数料徴収分と免除分に分冊するものとする。）又は別添様式第19号の「協議書台帳」を作成して、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

2 資料の整理保管

署長等は、道路使用許可に関する次に掲げる資料を整理し、保管するよう努めなければならない。

- (1) 道路使用箇所を記載した図面
- (2) 許可に係る行為により道路の一車線以上が通行できなくなる箇所及び交通規制を実施する箇所を示す道路の障害図
- (3) 交通量の調査結果に対する資料

第15 関係者からの協議に対する取扱い

1 他の署長等からの協議

署長等は、他の署長等から自署の管轄にわたる道路使用許可に関する協議を受けたときは、必要な調査をし、許可の条件その他の意見を付して当該署長等に回答する。

2 道路法第32条第5項の規定による道路管理者からの協議

署長等は、道路管理者から道路法第32条第5項の規定による協議を受けたときは、別添1の「審査基準」に従って当該協議に係る行為の審査を行い、許可の適否及び必要な条件を別添様式第20号の「道路法第32条第5項による協議の回答書」により当該管理者に回答する。

3 公安条例と競合する場合の公安委員会からの協議

署長等は、公安委員会から公安条例の対象となる行為と競合する道路使用許可に関する協議を受けたときは、別添1の「審査基準」に従って当該協議に係る行為の審査を行うものとする。

第16 事務の委託

1 交通安全活動推進センターへの委託

(1) 署長等は、道路使用許可に関し、次の事項を岩手県交通安全活動推進センター（以下「センター」という。）に委託することができる。

ア 道路使用許可事項及び条件の遵守状況の調査、確認

イ 原状回復状況の調査、確認

ウ その他道路使用許可に関する調査

(2) 本部長は、センターへの委託業務実施要領等必要な事項を別に定めるものとする。

2 署長等の措置

署長等は、上記1によりセンターに事務を委託した場合において、センターの調査結果に基づき、必要な場合には申請者又は許可を受けたものから事情を聴取し、道路における危険を防止し、又は交通の安全と円滑を図るために必要な措置をとるものとする。

第17 報告

1 署長等は、不許可処分、一部不許可処分、許可の取消し若しくはその効力の停止又は法第80条の規定による道路管理者からの協議に対する回答の撤回をしようとするときは本部長に報告するものとする。

2 署長等は、毎月、翌月5日までに道路使用の許可及び法第80条の道路管理者との協議に係る事務の処理状況について、交通規制課長が別に定める様式により本部長に報告するものとする。

3 署長等は、道路使用の許可又は法第80条の道路管理者との協議をした現場において交通事故（人身事故）が発生したときは、速やかに別添様式第21号の「道路使用許可現場における交通事故発生報告書」により本部長に報告するものとする。

別添1

審査基準

第1 審査基準

許可の申請を受理した署長等は、当該申請に係る許可対象行為が1から3のいずれかに該当するとき

は、許可をすることができる。

1 「現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき」とは、特別な交通規制を実施しなくても次のすべての基準を満たし、道路交通の安全と円滑が確保される場合をいう。

- (1) 道路交通に関する法令に違反するものでないこと。
- (2) 交通需要に見合った交通容量が確保できていること。
- (3) 信号機、道路標識その他交通安全施設等の効用を阻害すること等により道路交通の安全と円滑に支障を生じないこと。

2 許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき。

法第77条第3項の規定により付した条件を遵守すれば、上記1のすべての基準を満たす場合をいう。

3 現に交通の妨害となるおそれはあるが、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。

上記1又は2の条件を満たさないが、下記の(1)又は(2)のいずれかに該当し、さらに(3)に掲げる基準のすべてを満たす場合に許可することがやむを得ないと認められるときをいう。

(1) 「公益上の必要性が認められる場合」とは次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 国、地方公共団体その他公共団体又はこれらに準ずるもの（電気、ガス、水道の公共事業者等）がその活動として行うものであること。

イ 国家的規模で又は地域全体で行われるものであって、国民若しくは地域住民の総意により又は賛同を得られて行われるものであること。

ウ 基本的人権その他の重要な国民の権利の行使として行われるものであること。

(2) 「社会慣習上の必要性が認められる場合」とは、類似の行為が許可対象行為として多く行われている実態があり、かつ、そのことが伝統的・社会的に是認されている場合をいうものとする。

(3) やむを得ないと認める基準

ア 道路外で実施する等許可対象行為でない形態・方法により実施することができない場合であって、道路を使用する場所的・時間的範囲等が交通に与える影響の観点から最小限度に設定されていること。

イ 上記(1)又は(2)により認められる公益上又は社会慣習上の必要性が交通の妨害となる程度を考慮して不許可とする必要性を上回るものであること。

ウ 交通の危険を生じさせるおそれがないこと。

エ 道路交通に関する法令に違反するものでないこと。

オ 交通の安全及び円滑を確保すること等のため、迂回路の設定や交通規制の実施等の特別の措置を必要とする場合にあっては、事前に当該措置を実施するために必要な準備が講じられていること。

第2 標準処理期間

行政庁の休日を含まない7日とする。

なお、法第78条第2項の規定に基づき、道路の管理者を経由して提出された申請については、上記日数に道路の管理者が当該申請を処理するために要する日数を加えたものを標準処理期間とする。ただし、以下1～5の条件のいずれかに該当する道路使用許可を必要とする行為（以下「要許可行為」という。）の申請に係る処理に関しては当該標準処理期間は適用されない。

- 1 法第79条に基づき、道路の管理者との協議が必要なもの。
- 2 他に調整を行う必要のある要許可行為があるもの。
- 3 交通規制の実施、変更等を行う必要があるもの。
- 4 二以上の都道府県公安委員会の管轄にわたるもの。
- 5 一般交通への妨害性が顕著であるため、許可に際して特に慎重に検討する必要があるもの。

別添2

類型別判断基準

第1 法第77条第1項第1号に掲げるもの

1 一般道路工事

- (1) 使用範囲、工事方法

ア 工事又は作業（以下「工事等」という。）は、原則として相互交通が可能な有効残余幅員を確保して（一方通行の場合は除く。）交通の妨害が最小限となるよう適宜工事等を分割して行うものであること。ただし、工事等の規模、性格等により工事等を分割することが不可能又は著しく困難となるときはこの限りでない。

イ 同時に工事等を行うことができる区域（以下「工区」という。）の長さは、土砂、資機材の置き場等を含め必要最小限とし、原則として市街地では1街区又はおおむね70.0メートル以内、その他の場所ではおおむね100.0メートル以内で、2以上の工区を同時に行う場合には、交通の妨害が最小限となるよう工区と工区の間を市街地では300.0メートル以上、その他の場所では100.0メートル以上離すものであること。ただし、工事等の規模、性格等により工事等を分割することが不可能若しくは著しく困難となるとき又は道路交通の状況により、これらによらないで行った方が交通の妨害が少ないと認められるときはこの限りでない。

ウ 歩道上で行う工事等又は建物その他人の出入りする場所に近接して行う工事等その他歩行者の通行に影響を及ぼすものについては、歩行者の通行の安全を確保するため原則として1.5メートル以上の幅員を有する架橋又は通行路が確保されているものであること。ただし、やむを得ない場合には、その幅員を0.75メートル以上確保すれば足りる。

エ 工事等を行う場合には、工区と周囲を明確に区別し、歩行者及び車両の通行の安全と円滑を確保するため、必要な保安施設（保安さく、保安灯、セーフティコーン等工区を周囲と区別し、歩行者及び車両の通行の安全と円滑を確保するための施設をいう。以下同じ。）及び保安要員（工区において交通の整理、誘導等を行い、交通の安全と円滑の確保のために専従する者をいう。以下同じ。）を設置及び配置するものであること。

オ 工事等の現場に搬入する工事等の資機材は、交通の妨害とならないよう必要最小限にとどめるものであること。

カ 掘削した土砂は、道路上に堆積するものでないこと。

キ 工事等の資機材及び掘削した土砂の搬出入は、努めて交通の妨害とならない箇所、時間を選定して行うものであること。

ク 工事等の休止期間中は、必要やむを得ない場合を除き工区内には土砂、資機材を置くものでないこと。

ケ 工事等の施工に伴い道路又は隣接する地盤の陥没、崩壊等を防止するため必要な防護措置を講ずるものであること。

コ 工事等の施工に伴い影響を受けるおそれのある地下埋設物等については、関係行政機関及び当該埋設企業体と協議し、必要な場合には事前に移設、防護等地下埋設物に支障を及ぼさないための措置を講ずるものであること。

サ 道路を掘削する工事等が終了した場合においては、速やかに確実な埋め戻しを行うとともに、交通の妨害とならないように路面を高低なくなじみよくするものであること。

シ 工事等の施工に伴い道路の通行を制限することとなる場合には、予め、地域住民に対し通行制限箇所を知らせるなど必要な広報措置を講ずるものであること。

(2) 施工時間、時期

工事等の場所及びその付近における時間的又は季節的な交通の状況並びに工事等の規模、性格等から総合的に判断し、交通の安全と円滑に与える障害が最小限となる時間又は時期であること。その基準は次のとおりである。

ア 夜間において施工するもの

次に掲げるものは、原則として夜間（午後8時から翌日の午前6時までの間をいう。）に行うこととし、工事等を行う時間以外は路面を復旧又は覆工して、交通の妨害とならないようにするものであること。

(ア) 主要幹線道路、繁華街等交通の頻繁な道路における工事等（ただし、簡易な工事等で短時間で終了するものについてはこの限りでない。）

(イ) 踏切及びその前後30.0メートル以内の道路における工事等（ただし、交通が閑散な場所においてはこの限りではない。）

(ウ) 車両の交通規制を伴う工事等又は近くにう回路がない場合等で著しく交通の妨害となる工事等。

イ 昼夜連続して施工するもの

次に掲げるものは原則として昼夜連続して行うことができる。

(ア) 上記アに掲げる工事等であるが、昼間に路面を復旧又は覆工することが技術的に困難な工事等。

(イ) 著しく交通の妨害となるものであるが、やむを得ない理由により短時間に完成させる必要がある工事等。

2 管路埋設工事

(1) 使用範囲、工事方法

前記「1一般道路工事」の規定のほか、次の事項について審査するものとする。

ア 掘削場所は、工事等を行う時間以外は交通の妨害とならないよう路面の復旧又は覆工を行うものであること。

イ 覆工資材は、車両の通行に十分に耐え得る強固なものとし、覆工板を用いるときは車両がスリップすることがないように滑り止め等の必要な措置を講ずるものであること。

ウ 覆工板は、相互に緊結して移動しないようにするとともに、覆工板相互間及び路面の取り付けについては、交通の障害とならないよう高低なくなじみよくするものであること。

エ シールド工法等にあっては、発進立坑は可能な限り路外とするものであること。

(2) 施工時間

前記「1一般道路工事」の規定に準ずる。

3 こ道橋工事

(1) 使用範囲、工事方法

前記「1一般道路工事」の規定によるほか、次の事項について審査するものとする。

ア 工事等の足場、けた受け台又は落下物の防護施設の下端の路面からの高さは4.5メートル以上のものであること。ただし、工事等の場所又は技術上の理由等によりやむを得ないと認められるときは、4.5メートル未満とすることができる。

この場合においては、歩行者、車両の運転者に注意を喚起するため、その高さを表示した表示板を見やすい箇所に掲出するものとする。

イ 工事等の足場、けた受け台、落下物の防護施設又は上記アの表示板は、夜間においても確認できるよう反射材を用いたものか照明装置が付けられているものであること。

ウ けた受け台は、原則として車道に置かないものであること。ただし、やむを得ない場合には交通の妨害が最小限となるような方法で車道上に置くことができる。

エ 工事等の現場においては、工事用資機材等が道路上に落下することのないよう防護ネットを張るなど防護施設を設けるものであること。

(2) 施工時間

前記「1一般道路工事」の規定に準じて行う。

4 架空線作業

(1) 使用範囲、作業方法

ア 架空線の作業区間は必要最小限のものとし、可能な限り分割して行うものであること。

イ 作業のためのはしご、柱等を使用する場合には、路端又は歩道上の端に置くものであること。ただし、作業の性格上やむを得ないものと認められる場合には、車道上に置いて行うことができる。

ウ 作業の現場においては、作業用資機材等が道路上に落下することがないように防護措置をとるとともに、作業の直下地点及びその周辺の道路上には歩行者及び車両の運転者の安全を確保するため、必要な保安施設又は保安要員を設置又は配置するものであること。

(2) 作業時間

原則として昼間において行うものとする。

5 マンホール作業

(1) 使用範囲、作業方法

ア 一つのマンホールについて使用する道路の範囲は、長さ3.0メートル、幅1.5メートル以内のものであること。ただし、ケーブルの引き込み作業等作業の性格、規模等から車両、資機材をマンホール周辺に配置して行う必要があると認められる作業については、それらを配置するスペースを確保して行うことがで

きる。

イ 作業に際しては、歩行者又は車両の運転者の安全を確保するため、必要な保安施設及び保安要員を設置及び配置するものであること。

(2) 作業時間

原則として昼間において行うものとする。

6 ゴンドラ作業

(1) 使用範囲、作業方法

ア 作業に使用するゴンドラは労働基準監督署長の設置認可を受けたものであること。

イ 作業に際しては、事前にゴンドラ又はつり足場等（以下この項において「ゴンドラ」という。）の本体及び取付け各部の装置を十分に点検するものであること。

ウ 作業の現場においては、ゴンドラ本体、作業用資機材及び洗剤、汚水等が道路上に落下又は飛散することのないよう防護措置をとるとともに、作業の直下地点及びその周辺の道路上には歩行者及び車両の運転者の安全を確保するため、必要な保安施設又は保安要員を設置又は配置するものであること。

エ 作業中以外の時間には、ゴンドラその他の物件を道路の上空に懸垂し、又は道路上に置くものでないこと。

(2) 作業時間

原則として昼間において行うものとする。

7 採血等作業

(1) 使用範囲、作業方法

ア 作業は路外にスペースがない場合又は作業の性格上道路上で行うことがやむを得ない場合に限るものとし、その範囲は必要最小限のものであること。

イ 作業に際しては、歩行者又は車両の運転者の安全を確保するため、必要な保安施設及び保安要員を設置及び配置するものであること。

(2) 作業時間

原則として昼間において行うものとする。

8 搬出入作業

(1) 使用範囲、作業方法

上記「7 採血等作業」の規定によるほか、次の事項について審査するものとする。

ア 資機材の搬出入、生コンクリートの打設等の作業のために道路を使用する時間は、必要最小限度とし、作業終了後は直ちに車両等を移動するとともに、必要に応じ道路の清掃を行うなど、交通の妨害が最小限となるものであること。

(2) 作業時間

原則として昼間において行うものとする。

9 仮設道路を設置し既存の交通容量を確保する大規模な道路工事

交通規制課に報告の上、対応すること。

10 移動入浴作業等

上記「7 採血等作業」に同じ。

11 その他道路を使用して行う工事又は作業

(1) 使用範囲、工事、作業方法

上記の各規定に準じて判断するものとする。

(2) 工事、作業時間

上記の各規定に準じて判断するものとする。

第2 法第77条第1項第2号に掲げるもの

1 石碑等の設置

(1) 設置する場所は原則として交通の妨害とならない道路広場、橋詰広場等の場所であること。ただし、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められる場合にはこの限りではない。この場合には次の基準による。

ア 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。

イ 歩車道の区別のある道路においては、原則として歩道上におおむね1.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界寄りに設置するものであること。

ウ 歩車道の区別のない道路においては、原則としておおむね6.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。

(2) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。

ア 法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分。

(3) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

(4) 原則として道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。

(5) 風雨、地震等により、又は人が寄りかかるなどして工作物が破損、倒壊、飛散し、歩行者、車両の運転者の安全を脅かすおそれのないものであること。(以下、他の工作物についても同様とする。)

2 公衆電話ボックス等の設置

(1) 設置する場所は、原則として交通の妨害とならない道路広場、橋詰広場等の場所であること。ただし、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められる場合にはこの限りではない。この場合には次の基準による。

ア 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。

イ 歩車道の区別のある道路においては、原則として歩道上におおむね1.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界寄りに設置するものであること。

ウ 歩車道の区別のない道路においては、原則としておおむね6.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。

(2) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。

ア 法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分。

(3) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

(4) 原則として道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。

(5) 公衆電話ボックスの出入口は路端又は道路の中央に面しない側面に設け、戸を開いた場合にその先端が公衆電話ボックスの側面よりでないものであること。

(6) ポール式公衆電話は、原則として既設の電柱等に添架するとともに、車両の進行方向に直面して利用するように設けるものであること。

(7) 原則として広告の類を表示するものでないこと。

3 電柱等の設置

(1) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。

(2) 歩車道の区別のある道路においては、原則として歩道上におおむね1.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界寄りに設置するものであること。

(3) 歩車道の区別のない道路においては、原則としておおむね4.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。

(4) 設置する場所は、交差点又は横断歩道若しくは自転車横断帯を設置する道路の部分及びそれらに接する歩道の部分以外の場所であること。ただし、交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。

(5) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

(6) 原則として道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。

(7) 電柱等はできるだけ並立を避け、これらに架する電線、電話線、ケーブル線は努めて共架するものであること。

(8) 電柱等に架する電線、電話線、ケーブル線の路面からの高さは、車道においては5.0メートル以上、歩道においては3.0メートル以上であること。

4 街路灯等の設置

(1) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。

(2) 歩車道の区別のある道路においては、原則として歩道上におおむね1.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界寄りに設置するものであること。ただし、分離帯のある道路においては分離帯に設置することができる。

(3) 歩車道の区別のない道路においては、原則としておおむね4.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。

(4) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

(5) 原則として道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。

(6) アーム式の突出部及び灯柱の側方に突き出されている装飾灯等の下端の路面からの高さは、車道にあっては4.5メートル以上、歩道にあっては2.5メートル以上で、その出幅は原則として柱から2.0メートル以内のものであること。

(7) 原則として広告の類を表示するものでないこと。ただし、商店会等の団体がその区域内の道路照明を目的として設置する街路灯等にあっては、商店会等の団体名を表示した看板を付けることができる。

5 消火栓等の設置

(1) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。

(2) 歩車道の区別のある道路においては、原則として歩道上におおむね1.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界寄りに設置するものであること。この場合、消火栓、消防水利、消防用水槽の標識（以下「消火栓標識等」という。）の突出方向は路端方向であること。ただし、分離帯のある道路においては分離帯に設置することができる。

(3) 歩車道の区別のない道路においては、原則としておおむね4.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。この場合、消火栓標識等の突出方向は道路の中央方向とする。

(4) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。

ア 法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分。

(5) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

(6) 原則として道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。

(7) 消火栓標識等の形状は直径0.6メートル以内の円形とし、標識部分の下端は車道においては路面から4.5メートル以上、歩道においては2.5メートル以上とする。ただし、突出式のものについては4.5メートル以上とする。

(8) 消火栓及び消防水利の標識は、交通の妨害となるものでない限り消火栓又は消防水利施設の設置位置からおおむね5.0メートル以内に設置するものであること。

(9) 原則として広告の類を表示するものでないこと。

6 路線バス停留所等標示施設の設置

(1) 歩車道の区別のある道路においては、原則として歩道上におおむね1.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界寄りに設置するものであること。

(2) 歩車道の区別のない道路においては、原則としておおむね4.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。ただし、タクシー乗り場の標示施設は設置することができない。

(3) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。

ア 法第44条第1項第1号から第4号まで及び第6号並びに法第45条第1項第1号に定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分。

- (4) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (5) 原則として道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。
- (6) 路線バス停留所及びタクシー乗り場の標示施設の標示板の下端は、原則として路面から1.8メートル以上とし、その形状は直径0.6メートル以内の円形又は縦、横0.6メートル以内の長方形のものであること。
- (7) 路線バス停留所の標示施設の標示板の下端に時刻表又は案内図を添架する場合には、幅0.3メートル以内のものであること。
- (8) 照明式の標示施設にあっては、原則として路面から3.0メートル以下で、幅及び厚さが0.45メートル以内のものであること。
- (9) 路線バス停留所の標示施設にバス・ロケーションのための感知器が付けられている場合には、そのアーケードの車道方向への張り出しは6.0メートル以下とし、かつ、その下端は路面から5.0メートル以上とする。
- (10) 路線バス停留所の標示施設は、原則として道路の両側に対面するものでないこと。
- (11) 原則として広告の類を表示するものでないこと。

7 路線バス停留所ベンチ等の設置

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者が設置するものであること。
- (2) 原則として歩車道の区別のある道路の歩道上におおむね1.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩行者及び自転車通行者等の通行の支障となることのないよう設置するものであること。
- (3) 夜間において歩行者、自転車通行者等の妨げとならないよう相当の照度が確保できる場所であること。
- (4) ベンチの構造は原則として幅0.5メートル以内、長さ2.0メートル以内とし、かつ、土地に定着し強固なものであること。
- (5) 原則として広告の類を表示するものでないこと。

8 路線バス停留所等の上屋の設置

- (1) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。
- (2) 歩車道の区別のある道路の歩道上におおむね3.0メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界又は路端寄りに支柱を設置するものであること。
- (3) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。特に、上屋の色には信号機の表示する灯火と異なる色を用いるものであること。
- (4) 原則として道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。
- (5) 上屋の幅は、原則として2.0メートル以下とする。ただし、5.0メートル以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場についてはこの限りでない。
- (6) 上屋の長さは、原則として12.0メートル以下とする。ただし、駅前広場等の島式乗降場についてはこの限りでない。
- (7) 上屋の下端は、原則として路面から2.5メートル以上のものであること。
- (8) 上屋の主要構造物は鋼材類、屋根は不燃材料を用いることとし、地震、風雨、雪荷重等に対し十分な構造のものであること。
- (9) 上屋の主要構造物は他の建築物に接続するものでないこと。
- (10) 上屋には広告の類を表示するものでないこと。

9 アーケードの設置

本部長にりん議の上、対応すること。

10 アーチの設置

- (1) 設置する場所は、原則として車両通行が禁止されている道路又は車両の通行が少ない道路等交通の妨害とならない場所であること。ただし、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものである場合はこの限りでない。この場合は、次の基準による。
 - ア 歩車道の区別のある道路においては、原則として歩道上におおむね3.0メートル以上の有効残余幅員を確保して支柱を設置するものであること。
 - イ 歩車道の区別のない道路においては、支柱の内側の間隔が原則として7.0メートル以上確保されるものであること。
- (2) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の妨害となるおそれが少ないと認め

られるときはこの限りでない。

ア 法第44条第1項第1号から第6号まで並びに法第45条第1項第1号及び第3号から第5号までに定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分。

(3) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

(4) 原則として道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。

(5) アーチの道路を横断する部分の下端は、路面から4.5メートル以上のものであること。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道上においては2.5メートル以上のものであること。

(6) 支柱はその基礎の上端を路面と同じ高さとし、歩道においては歩車道の境界又は路端寄りに、歩車道の区別のない道路においては、側溝の縁石の道路側又は路端寄りに設置するものであること。

11 日よけの設置

(1) 道路に柱を建てない構造のものであること。

(2) 原則として日よけは歩車道の区別のある歩道上で、その下端は路面から2.5メートル以上のものであること。ただし、巻き上げ式の日よけの方杖の下端は路面から2.0メートル以上のものであること。

(3) 日よけの出幅は、原則として0.6メートル以内であること。

(4) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

(5) 日よけの覆部は布類で、色は信号機の表示する灯火と異なる色を用いるものであること。

(6) 広告の類を表示するものでないこと。

12 上空通路の設置

本部長にりん議の上、対応すること。

13 上空工作物の設置

(1) 工作物を支える柱は、道路内に設置するものでないこと。

(2) 工作物の下端は、原則として路面が5.0メートル以上のものであること。

(3) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

(4) 車両の運転者に注意を喚起するため、工作物の高さを表示した表示板（夜間においても視認できるよう反射材を用いたものか照明装置が付けられているものであること。）を見やすい箇所に掲出するものであること。

(5) 落下するおそれのない堅固な構造のものであること。

(6) 広告の類を表示するものでないこと。

14 舞台、やぐら等の設置

(1) 祭礼、盆踊り等社会の慣習上やむを得ないもので、一時的なものであること。

(2) 倒壊のおそれのない堅固な構造のものであること。

15 建築作業用工作物の設置

(1) 建築作業又は工事用の仮囲い、足場又は詰所等を設置する場合は、原則として歩車道の区別のある道路では歩道上に、出幅は歩道の3分の1以内で、かつ、0.6メートル以内とし、歩車道の区別のない道路では0.6メートル以内とするものであること。ただし、作業の実施上やむを得ないと認められ、かつ、交通の安全が確保される場合に限り1.0メートルまでとすることができる。

(2) 掛けだしの下端の路面からの高さは、歩車道の区別のある道路では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路では4.5メートル以上とするものであること。

(3) こ道構台は、原則として歩車道の区別のある道路の歩道上に設置することとし、構台の下端の路面からの高さは3.0メートル以上、方杖の下端の路面からの高さは2.5メートル以上とするものであること。

(4) こ道構台の棚下には、夜間においても視認できるよう照明施設を設けるものであること。

(5) 車両の運転者又は歩行者に注意を喚起するため、掛けだし又はこ道構台の棚下にはその高さを表示した表示板を見やすい箇所に掲出するものであること。

(6) 広告の類を表示するものでないこと。

16 立看板、掲示板その他の広告板の設置

(1) 公益上又は社会の慣習上やむを得ないと認められるものであること。

(2) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。

- (3) 歩車道の区別のある道路においては、歩道上に、原則として官民境界寄りに設置するものであること。
- (4) 歩車道の区別のない道路においては、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。
- (5) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。

ア 法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分。

- (6) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (7) 原則として道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。
- (8) 原則として車両の進行方向に対面することのないように設置するものであること。

17 電柱等の添架広告物の設置

- (1) 電柱、ケーブル柱その他これに類するもの（以下、この項において「電柱等」という。）に添架する広告物の大きさは、縦1.2メートル以内、横0.45メートル以内のものであること。
- (2) 広告物等の下端の路面からの高さは、歩車道の区別のない道路で4.5メートル以上、歩道上で2.5メートル以上、側面と電柱等との間隔は0.15メートル以内のものであること。
- (3) 広告物等は電柱1本につき1個とし、その突き出し方向は原則として民地側であること。ただし、歩車道の区別のない道路で民地側に余地のない場合はこの限りでない。
- (4) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

18 取付け看板、標灯等の設置

- (1) 取付け看板等の下端の路面からの高さは、歩車道の区別のある道路にあつては2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路にあつては4.5メートル以上のものであること。
- (2) 取付け看板等の出幅は、原則として0.6メートル以内のものであること。
- (3) 標灯は、原則として点滅式としないほか、道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

19 横断幕の設置

- (1) 公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであつて、かつ、一時的なものであること。
- (2) 横断幕は、原則として歩道橋、高架橋等の側面に収まるものであること。
- (3) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

20 飾り付けの設置

- (1) 公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであつて、かつ、一時的なものであり、原則として歩道上に設置するものであること。
- (2) 飾り付けは路端又は歩道上の既設工作物に取り付けるものとし、原則としてその出幅は0.6メートル以内とし、その下端の路面からの高さは2.5メートル以上のものであること。
- (3) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

21 情報提供装置、施設等の設置

- (1) 提供される情報が交通流に変動を及ぼすおそれのあるものについては、岩手県公安委員会の行う交通管理に影響を及ぼすことのないよう措置されているものであること。
- (2) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。
- (3) 歩車道の区別のある道路においては、原則として歩道上におおむね1.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界寄りに設置するものであること。
- (4) 歩車道の区別のない道路においては、原則としておおむね6.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。
- (5) 設置する場所は次の場所以外の場所であること。

ア 法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分

- (6) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (7) 原則として道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。

22 その他道路における上記1～21に類する工作物の設置

上記の規定に準じて審査するものとする。

第3 法第77条第1項第3号に掲げるもの

1 露店、屋台店

- (1) 社会の慣習上やむを得ないものであること。
- (2) 原則として主要幹線道路等交通頻繁な道路に出店するものでないこと。
- (3) 歩車道の区別のある道路においては、歩車道の境界又は路端よりに出店するものであること。
- (4) 歩車道の区別のない道路においては、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りにそれぞれ出店するものであること。
- (5) 出店する場所は、次の場所以外の場所であること。

ア 交差点又は横断歩道若しくは自転車横断帯に接する歩道の部分

イ 法第44条第1項第1号から第6号並びに法第45条第1項第1号及び第3号から第6号までに定める道路の部分

ウ デパート、映画館、劇場等不特定多数の人が集まる施設の出入口付近

- (6) 原則として大きさは間口2.0メートル以内、奥行き1.5メートル以内、高さ2.0メートル以内のものであること。

2 靴磨き等

- (1) 歩車道の区別のある道路においては歩道上に、歩車道の境界又は路端寄りに出店するものであること。
- (2) 歩車道の区別のない道路においては、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りにそれぞれ出店するものであること。
- (3) 出店する場所は、次の場所以外の場所であること。

ア 交差点又は横断歩道若しくは自転車横断帯に接する歩道の部分

イ 法第44条第1項第1号から第6号並びに法第45条第1項第1号及び第3号から第6号までに定める道路の部分

ウ デパート、映画館、劇場等不特定多数の人が集まる施設の出入口付近

- (4) 道路使用の範囲はおおむね1平方メートル以内とすること。

3 商品の陳列台等

- (1) 商店が臨時に出す商品の陳列台は、原則として歩道上であること。
- (2) 商店が臨時に出す商品の陳列台は、道路に固定するものでないこと。

4 その他

上記の各規定に準じて審査するものとする。

第4 法第77条第1項第4号に掲げるもの

1 祭礼行事等

- (1) 公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであって、かつ、一時的なものであること。
- (2) 原則として主要幹線道路等交通頻繁な道路において行うものでないこと。
- (3) みこし、だし等で道路を通行する場合には次によること。

ア 交通の危険を防止するため、道路又は交通の状況に応じ適切な通行区分により通行するものであること。

イ 交差点、曲がり角等交通の危険の生じやすい場所には、必要な自主整理員を配置するものであること。

ウ 交通の危険を防止するため、参加人員数に応じて数個のてい団に区分し、かつ、てい団ごとの間隔を適当に保つものであること。

エ てい団ごとに必要な指揮統制員を配置し、てい団をその指揮に従わせるとともに他の歩行者等への危険を防止するため必要な場合には、たすき又は腕章をつけた必要数の自主整理員を配置するものであること。

- (4) 原則として観覧席等の施設は道路上に設置するものでないこと。

2 路上競技等

- (1) 使用する道路は、競技実施に伴い、交通に著しい障害を及ぼすこととなるおそれのある道路でないこと。この場合、次の基準による。

ア 使用する道路は、主要幹線道路、幹線道路、路線バス通行道路その他の交通量の多い道路又は地域住民の日常生活の基幹となる道路でないこと。

イ 競技実施に伴い順行の通行止め規制を実施することとなる場合には、規制時間が交通の著しい障害とならない時間内であること。

ウ 原則として競技実施に伴い、対向の交通について通行止め規制を実施する必要がないものであること。ただし、やむを得ず対向の通行止め規制を実施することとなる場合には、規制時間が交通の著しい障害とならない時間であること。

エ 使用する道路に交差する道路について、一時的な通行止め規制が必要となる交差点数及びその規制時間が多数にのぼるなど交差する道路の交通に著しい障害となるものでないこと。

オ 競技実施に伴い通行止め規制を実施することとなる場合には、使用する道路について、う回路が確保され、かつ、当該う回路にう回車両が流入することにより、う回路に著しい交通の障害が生じることのないものであるとともに、緊急自動車の走行路が確保されているものであること。

カ 使用する道路の沿道に病院、学校、消防署その他公共用施設が多数存在するものでないこと。

キ マラソン・自転車ロードレース等の内容又は実施方法が交通に著しい障害をもたらすことのないよう、次の事項について適切に措置されているものであること。

(ア) 原則としてスタート・ゴール地点は道路外であること。

(イ) 原則として道路に施設を設けるものでないこと。

(ウ) コース内の適当な地点において、遅れている参加者がある場合には、以後のレースの参加を中止させるなど競技実施時間が長くなることのないよう措置されているものであること。

(エ) 競技に使用する自動車は、審判長車その他必要やむを得ない最小限のものであること。

(オ) 自転車ロードレースの出発地点における自転車置場は、原則として道路外であること。

(カ) 競技実施に伴い影響を受けることとなる地域住民、ドライバー等に対して、事前に必要な広報措置を講じるものであること。

(キ) レース等の実施規則が、交通の安全と円滑の確保の観点から支障のないものであること。

(2) 実施する日時は、原則として日曜日又は祝日で、かつ、交通量の少ない時間帯であること。

(3) 競技が安全に実施されることにより、交通の障害が最小限となるよう、次の事項について適切に措置されているものであること。

ア 競技を安全に実施することができるよう責任者及び必要な自主整理員が置かれているなど主催者の責任において競技が安全に実施されるよう体制が整備されているものであること。

イ レース及び観客の安全を確保するため、観客の多数集まる場所にロープを張り、自主整理員を必要数配置するなど適切な措置がとられているものであること。

ウ 自転車ロードレースのコース内のカーブ箇所には、必要な防護柵、保護クッション等を設置するとともに、必要な自主整理員を配置するものであること。

エ 自転車ロードレースのコース内の道路に側溝がある場合には、原則として側溝に蓋をするものであること。

(4) マラソン・自転車ロードレース等の競技を実施することが、それにより生じることとなる交通の障害のおそれを上回る必要やむを得ない公益上の理由が認められるものであること。

この場合、次のいずれかに該当するものは、公益上の理由は認められないものである。

ア 主催者が当該マラソン・自転車ロードレース等により営利を得るもの。

イ いわゆる賞金レースであるもの。

ウ 当該競技の名称に、後援、協賛等を行う民間企業の名称を付するもの。

3 集団行進等

(1) 原則として主要幹線道路等交通頻繁な道路において行うものでないこと。ただし、公益上又は社会の慣習上やむを得ないと認められるものはこの限りでない。

(2) 交通の危険を防止するため、道路又は交通の状況に応じ適切な通行区分により通行するものであること。

(3) 交差点、曲がり角等交通の危険の生じやすい場所には、必要な自主整理員を配置するものであること。

(4) 歩行者と車両が一体となって行進、パレード等を行うものについては、行進する歩行者に危険が生じるおそれがなく、かつ、交通の妨害にならないと認められるものであること。

(5) 車両で行進、パレード等を行うものについては、交通の危険を防止するため参加車両数に応じて数個のてい団に区分し、かつ、てい団ごとの間隔を適当に保つものであること。

(6) 歩行者により行進、パレード等を行うものについては次によること。

ア ジグザグ行進、うず巻行進、おそ足行進又はことさらに立ち止まり、座り込み、若しくは道路いっばいに広がるなどの交通の妨害となる行為をするものでないこと。

イ 交通の危険を防止するため参加人員に応じて数個のてい団に区分し、かつ、てい団ごとの間隔を適当に保つものであること。

ウ てい団ごとに必要な指揮統制員を配置し、てい団をその指揮に従わせるとともに、他の歩行者等への危険を防止するため、たすき又は腕章をつけた必要数の自主整理員を配置するものであること。

4 ロケーション等

(1) 原則として主要幹線道路等交通頻繁な道路において行うものでないこと。

(2) 交通の危険を防止するため必要数の自主整理員を配置するものであること。

(3) 照明灯、投光器等を使用する場合は、通行する車両等の運転者の目を幻惑するものでないこと。

(4) 資材又は機械器具等は、交通の妨害となる場所に置くものでないこと。

(5) 道路上でサイン行為その他人寄せとなる行為をするものでないこと。

5 消防訓練等

(1) 交通の頻繁な道路、時間帯に実施するものでないこと。

(2) 資材、機械器具等は、原則として道路上に置くものでないこと。

(3) 交差点、曲がり角等交通の危険の生じやすい場所には、必要な自主整理員の配置、安全柵の設置等交通の危険防止のための措置をとるものであること。

6 人寄せ等

(1) 原則として道路広場、橋詰広場その他視聴者を収容するため十分な余地のある場所で行うこととし、交差点、横断歩道、自転車横断帯の周辺、交通の頻繁な道路その他交通の危険が生じやすい場所で行うものでないこと。

(2) 参集する視聴者が車道上にはみ出すなどの危険が予想される場合は、必要な自主整理員を配置するものであること。

(3) 資器材、その他の施設は原則として道路上に置くものではなく、かつ、道路に立看板、旗、のぼり等を設置するものでないこと。

(4) 交通の頻繁な時間帯に行うものでないこと。

(5) 他の演説等その他の行事と競合し、参集する視聴者が多数に上るなどの理由により交通上の危険が生じるものでないこと。

(6) テレビ、スポット・ビジョンの放映、レーザー光線の投射については、信号機又は道路標識の見通しが悪くなるような場所又は方法で行うものでないこと。

(7) テレビ、スポット・ビジョンの放映は、参集者が著しく多数に上り又は継続して立ち止まることにより交通の妨害を生じることのないよう、連続性、ストーリー性を持つものでないこと。

7 宣伝物交付等

(1) 宣伝物等は交付又は配布するものとし、散布するものでないこと。

(2) 通行中の車両から散布するものでないこと。

(3) 原則として、歩車道の区別のある道路において歩道上の車道側で、歩車道の区別のない道路においては路端で実施し、人にまわりつき又は行く手を遮るなど交通の妨害となる方法で行うものでないこと。

特に、駅、地下道、商店等の出入口をふさぐような行為を行うものでないこと。

(4) 原則として交付又は配布するために机、台、立看板、旗、のぼり等を道路上に設置するものでないこと。

8 寄付金募集等

(1) 交通の頻繁な道路、時間帯には原則として実施するものでないこと。

(2) 原則として歩車道の区別のある道路においては歩道上の車道側で、歩車道の区別のない道路においては路端で実施し、人にまとわりつき又は行く手を遮るなど交通の妨げとなるような方法、形態で行うものでないこと。特に、駅、地下道、商店等の出入口をふさぐような行為を行うものでないこと。

(3) 原則として寄付又は署名等のための机、台、立看板、旗、のぼり等を道路上に設置するものでないこと。

9 車両装飾等

(1) 車両等に取り付ける広告器等の装置は、車幅からはみでるものでなく、電光式又は内照式等のものにあつては光度は300カンデラ以下で点滅又は光度が増減するものでないこと。

(2) 図柄は走行中に変化するものでないこと。

(3) 花電車、花自動車は、国民的慶祝行事又は伝統的な記念行事等の場合に限ること。

10 チンドン屋等

(1) 交通の頻繁な道路、時間帯には原則として実施するものでないこと。

(2) 原則として1団の構成員は10人以下のものであること。

(3) 旗、看板等は横幅1.0メートル以内とし、かつ、1人で容易に持ち歩きができるものであること。

(4) 人にまとわりつき又は行く手を遮るなど、交通の妨げとなるような方法、形態で行うものでないこと。

11 自動運転等の公道実証実験

交通規制課に報告の上、対応すること。

12 特定自動配送ロボット等の公道実証実験

交通規制課に報告の上、対応すること。

別添3

許可の件数及び期間に関する基準

1号許可

使用の分類	件数の基準	期間の基準
一般道路工事 管路埋設工事 地下道等工事 こ道橋工事	1 施行箇所を1件とする。ただし、同一申請者が同一警察署管内で同一路線又はそれに近接した道路において、同時に又は順次2以上の箇所で工事をするときはこれをまとめて1件とすることができる。	3か月以内とする。
架空線作業 マンホール作業 採血等作業	1 作業箇所を1件とする。ただし、同一申請者が同一警察署管内で同一路線又はそれに近接した道路において、同時に又は順次2以上の箇所で工事（作業）をするときはこれをまとめて1件とすることができる。	1か月以内とする。
ゴンドラ作業 搬出入等作業	1 作業箇所を1件とする。ただし、同一申請者が同一建築物等において同時に又は順次2以上の箇所で作業をするときはこれをまとめて1件とする。	7日以内とする。
移動入浴作業等	1 台を1件とする。ただし、同一申請者が2台以上の車両を連ねて行うときは、これをまとめて1件とすることができる。	6か月以内とする。
仮設道路を設置し現状の交通容量を確保する大規模な道路工事	1 施工箇所を1件とする。	1年以内とする。

2号許可

使用の分類	件数の基準	期間の基準
石碑等の設置 公衆電話ボックス等の設置 電柱等の設置 街路灯等の設置 消火栓等の設置 路線バス停留所等の標示施設の設置 路線バス停留所ベンチ等の設置 路線バス停留所等の上屋の設置 アーケードの設置 アーチの設置 日よけの設置 上空通路の設置 上空工作物の設置 掲示板、その他の広告板の設置（立看板の設置を除く） 電柱等の添架広告物の設置 取付け看板、標灯等の設置 情報提供装置、施設等の設置	1箇所を1件とする。ただし、同一申請者が同一警察署管内で同一路線又はそれに近接した道路において、同時に又は順次2以上の箇所で設置をするときはこれをまとめて1件とすることができる。	申請の期間（道路の占用許可の期間と同一）とする。
舞台、やぐら等の設置	1箇所を1件とする。ただし、同一申請者が同一警察署管内で同一路線又はそれに近接した道路において、同時に又は順次2以上の箇所で設置をするときはこれをまとめて1件とすることができる。	7日以内とする。
立看板の設置 横断幕の設置 飾り付けの設置 建築作業用工作物の設置	1箇所を1件とする。ただし、同一申請者が同一警察署管内で同一路線又はそれに近接した道路において、同時に又は順次2以上の箇所で設置をするときはこれをまとめて1件とすることができる。	1か月以内とする。

3号許可

使用の分類	件数の基準	期間の基準
露店 屋台店 靴磨き等 商品の陳列台等	1店舗1件とする。	1か月以内とする。ただし、年間を通じ、出店日、出店場所が特定さ

		れており、毎月1回以上定期的に出店される場合は1年以内とする。
--	--	---------------------------------

4号許可

使用の分類	件数の基準	期間の基準
みこし等 祭礼行事等 集団行進等 ロケーション等 消防訓練等 人寄せ等 宣伝物交付等 寄付金募集等 チンドン屋等	1つの行事等を1件とする。	7日以内とする。
車両装飾等	1台を1件とする。ただし、同一申請者が2台以上の車両を連ねて行うときは、これをまとめて1件とすることができる。	1か月以内とする。
路上競技等	1競技について1件とする。	7日以内とする。
自動運転等の公道実証実験	1つの実験を1件とする。	6か月以内とする。
特定自動配送ロボット等の公道実証実験	1つの実験を1件とする。	1年以内とする。

別添4

道路使用許可等手数料免除基準一覧表

免除対象	免除条件	調査確認事項	備考
1 国又は地方公共団体	当該公務所の事務（事業）を行う場合で、かつ、当該公務所が直接道路使用を行う場合	ア 道路使用許可等手数料免除申請書を作成させる。 イ 該当の有無に疑義ある場合は、当該機関への電話照会等により調査確認を行う。 ウ 自署作成の道路使用許可等手数料免除機関名簿により調査確認を行う。 エ 交通規制課に電話照会を行う。	(ア) 当該公務所の事務（事業）について民間会社等が、これを請負って行う場合等は、当該公務所が直接道路使用を行うときにあたらないので、手数料を徴収する。 (イ) 当該公務所の事務（事業）以外の道路使用（職員のレクリエーション等）は、手数料を徴収する。
2 生活保護法により保護を受けている者	官公署（福祉事務所等）又は民生委員による被保護者であること	ア 1のアに同じ。 イ 官公署等において作成された証	申請者に対し、生活保護を受けている証明書類が必要である旨を教示する。

	を証明する書類の提示がある場合	明書等の提示を求める。 ウ 該当の有無に疑義のある場合は、市町村等への電話照会等により調査確認を行う。	
3 学校教育法第1条に規定する学校	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園（公私立を問わない）における学校教育上又は保育上必要と認められる場合 ※ 専修学校、各種学校は該当しない。	ア 1のア、ウ、エに同じ。 イ 該当の有無に疑義ある場合は、教育委員会等に電話照会等を行い、法に規定する学校に該当するか、調査確認を行う。	(ア) 教職員のレクリエーション等、学校教育上又は保育上との関連のない道路使用は、手数料を徴収する。 (イ) 本号に該当しない専修学校、各種学校であっても上記1又は2の資格を有する場合もあるので、取扱いに注意すること。
4 児童福祉法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定により、知事に届出又は知事の認可を受けた保育所等	知事に届出又は知事の認可を受けた保育所等における教育上又は保育上必要と認められる場合 ※ 無届け、無認可の保育所等は該当しない。	ア 1のア、ウ、エに同じ。 イ 該当の有無に疑義ある場合は、県、市町村等に電話照会等を行い、知事に届出又は知事の認可を受けた保育所に該当するか、調査確認を行う。	保母等のレクリエーション等、教育上又は保育上との関連のない道路使用は、手数料を徴収する。
5 手数料を免除することが適当であると署長が認めた場合	(1) 社会福祉事業法に基づいて設立された共同募金会が、その設立目的に基づいて行う募金及び岩手県緑化推進委員会が緑の羽根募金を行う場合	ア 1のア、ウ、エに同じ。 イ 該当の有無に疑義ある場合は、岩手県社会福祉課に電話照会等を行い、調査確認すること。	(ア) 当該団体等が左記行為に伴い、パレード等を行う場合は、これらを含めて免除対象とする。 (イ) 本号は、目的及び行為が重要な判断基準であるため、慎重な措置を行うこと。
	(2) 日本赤十字社が、その事業を推進するために必要と認められる活動を行う場合	ア 1のア、ウ、エに同じ。 イ 該当の有無に疑義ある場合は、日本赤十字社岩手県支部に電話照会等を行い、調査確認すること。	
	(3) 災害防止訓練のために、水防、消防、避難	ア 1のア、ウ、エに同じ。	

<p>の演習を行う場合</p> <p>(4) 交通安全協会、防犯協会、暴力団排除団体、消防協会が、その設立目的に基づいて活動を行う場合</p>	<p>イ 申請者の属する団体、会社等に演習、活動予定の有無、目的等につき、電話等による調査確認を行うこと。</p>
<p>(5) 社会奉仕を目的として道路、道路施設、道路標識、公園等公共施設の清掃等の活動を行う場合</p>	

様式第1号

第 号

道 路 交 通 法 第 7 9 条 に よ る 協 議 書

年 月 日

殿

警 察 署 長 印

道路交通法第79条の規定により、次のとおり協議します。

記

記述欄

様式第2号

第 号

道路使用の許可（協議）等について（りん議）

年 月 日

岩手県警察本部長 殿

警察署長印

下記のとおり許可申請（協議）があったのでりん議する。
記

申請者	
申請目的	
申請期間	自 年 月 日 至 年 月 日 （ 日間）
申請場所	
申請概要	
道路状況	
交通状況	
交通規制状況	
その他	
署長意見	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第2号の1

進 行 番 号	第 号	第 号	第 号			
文 書 日 付 年 月 日 及 び 文 書 番 号	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
	第 号	第 号	第 号			
受 理 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
受 理 番 号	第 号	第 号	第 号			
り ん 議 署	警 察 署	警 察 署	警 察 署			
り ん 議 事 項 及 び 場 所 ・ 区 間						
受 理 状 況	月 日	決 裁	月 日	決 裁	月 日	決 裁
	月 日	回 答	月 日	回 答	月 日	回 答
意 見						
担 当 者	署	本 部	署	本 部	署	本 部

様式第2号の2

第 号

道路使用許可等のりん議に対する意見について

年 月 日

警 察 署 長 殿

岩 手 県 警 察 本 部 長

年 月 日付け 第 号でりん議のあった道路使用許可等については、次のとおりであるから協議者に対して適切な指導をされたい。

記

1 意見

様式第3号

道路使用許可条件書

年 月 日

殿

警察署長印

年 月 日付け申請のあった道路使用については、道路交通法第77条第3項の規定により、下記のとおり条件を附します。

記

Blank area for conditions and notes.

不許可理由書		第 号
		年 月 日
殿		
		警察署長印
あなたの申請に係る		については、下記理由により不許可と
します。		
記		
不許可の理由		
不許可の根拠条項		

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として提起することができます（訴訟において岩手県を代表する者は岩手県公安委員会となります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号

番号	受理月日	許可月日	受理(許可)日	申請種別 許可 再交付 変更 不許可	申請者の住所・氏名	申請内容の概要 1号 2号 3号 4号	備考	取替種
	許可期間		許可場所(区間)		許可証 交付月日	委託状況 委託月日 委託番号		
番号	受理月日	許可月日	受理(許可)日	申請種別 許可 再交付 変更 不許可	申請者の住所・氏名	申請内容の概要 1号 2号 3号 4号	備考	取替種
	許可期間		許可場所(区間)		許可証 交付月日	委託状況 委託月日 委託番号		
番号	受理月日	許可月日	受理(許可)日	申請種別 許可 再交付 変更 不許可	申請者の住所・氏名	申請内容の概要 1号 2号 3号 4号	備考	取替種
	許可期間		許可場所(区間)		許可証 交付月日	委託状況 委託月日 委託番号		

様式第6号

第 号

道路工事等を行うため道路交通法の規定に基づく協議について（回答）

年 月 日

殿

警 察 署 長 印

道路交通法第80条第1項の規定による 年 月 日付け第 号
の協議については、次のとおり回答します。

記

Large empty rectangular box for the response content.

様式第7号

道路使用許可等手数料免除申請書

年 月 日

警察署長 殿

申請者

住所（所在地）

職業（名称）

氏名

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）第2条及び第4条の規定により、道路使用許可等手数料を免除していただきたく申請します。

記

申請の理由	
-------	--

注： 国又は地方公共団体、公益法人、学校、保育園、各種団体にあつては、申請欄にその所在地、名称を記載すること。

収 入 証 紙 納 付 書

年 月 日

警 察 署 長 殿

申請者

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請した道路使用につき道路使用手数料として次の
収入証紙を納入します。

収 入 証 紙 貼 付 欄

警察署 第 号 住所 氏名 道路使用許可条件変更通知書	
年 月 日付け第 号により許可した道路使用については、下記の理由により特別の必要が生じたので、道路交通法第77条第4項の規定により当該許可の条件を次のとおり変更したから通知します。	
記	
条件変更の理由	
条件変更の根拠条項	
年 月 日	
警察署長印	

備考 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として提起することができます（訴訟において岩手県を代表する者は岩手県公安委員会となります）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号

第 号

道路使用許可の条件変更連絡書

年 月 日

殿

警察署長印

年 月 日付け第 号により協議を受けた 年 月
日付け第 号により許可した申請者 に対する道路使用につい
ては、下記の理由により特別の必要が生じたので、許可の条件を次のとおり変更した
から通知します。

記

条件変更の理由	
条件変更の根拠条項	

様式第11号

第 号

道路工事等協議の条件変更通知書

年 月 日

殿

警察署長印

年 月 日付け第 号により協議（ 年 月 日付け第 号により回答）のあった道路工事（作業）については、下記の理由により特別の必要が生じたので、当該工事（作業）の施工方法を次のとおり変更されたく通知します。

記

変更の理由	
変更の根拠条項	
施工方法の変更内容	

様式第12号（行手法第13条関係）

弁 明 通 知 書	第 号 年 月 日
殿	
警 察 署 長 印	
あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る行政手続法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。	
記	
弁 明 の 件 名	
予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容	
根 拠 と な る 法 令 の 条 項	道路交通法第77条第5項
不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実	
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日 まで
備 考	
弁明の機会の付与に際しての留意事項は裏面のとおりです。	

- 備考 1 口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件数及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載して下さい。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を行政庁に提出して下さい。
- 4 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、変更申出書により、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

様式第13号（行手法第29条、第30条、第31条、規則第15条関係）

第 号 年 月 日 井明調書 井明録取者の職名及び氏名 印	
井明の件名	
井明の日時	
井明の場所	
当事者の住所及び氏名 （代理人・補佐人の住所及び氏名）	
当事者又はその代理人の井明の要旨	
提出された証拠の標目	
その他参考となるべき事項	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第14号（行手法第29条、第30条、第31条、規則第15条関係）

提出物目録

年 月 日

警察署長印

行政手続法第29条第2項の規定により提出者が提出した下記目録の証拠書類等を受領した。

記

弁明の件名			
提出者	住所		
	氏名		
提出を受けた年月日			
目 録			
番号	標 目	数 量	備 考
取扱者	職名	氏名	㊟

様式第15号（行手法第29条、第30条、第31条、規則第15条関係）

還 付 請 書

年 月 日

警察署長 殿

住所

氏名

下記の目録の証拠書類等の還付を受け、領収しました。

記

目 録			
番号	標 目	数 量	備 考
取 扱 者	職 名	氏 名	㊟

警察署 第 号

住所

氏名

道路使用許可の取消し
停止 通知書

年 月 日付け第 号による道路使用の許可は、下記の理由によ

り、道路交通法第77条第5項の規定に基づき 年 月 日から

年 月 日まで停止 します。

なお、許可証は、速やかに返納して下さい。

取消し
停止の理由

年 月 日

警察署長印

備考 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として提起することができます（訴訟において岩手県を代表する者は岩手県公安委員会となります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第17号

第 号	
道路使用許可の取消し 停止連絡書	
年 月 日	
殿	
警察署長 印	
<p>申請者 に係る道路使用許可を下記のとおり、道路交通法第77条</p>	
<p>第5項の規定により 取消し</p>	
<p>年 月 日から 年 月 日まで停止</p>	
<p>します。</p>	
記	
許可年月日・番号	
取消し、停止の期日	
取消し、停止の理由	
根拠条項	
参考事項	

第 号

道路工事等協議済みの意志表示の撤回通知書

年 月 日

殿

警察署長 印

年 月 日付け第 号により協議（ 年 月 日付け第 号により回答）のあった道路工事（作業）については、次のとおり撤回したので通知します。

記

第 号

道路法第32条第5項による協議の回答書

年 月 日

殿

警察署長印

道路法第32条第5項の規定による 年 月 日付け第 号の
協議については、次のとおり回答します。

記

Blank area for the response content.

死傷状況	住所	氏名	年齢	障害部位	程度
違反形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無許可道路使用 ・ 保安要員又は保安施設の不備 ・ 現状回復措置不徹底 ・ その他 () 				
事故発生の状況	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>				
現場略図					
許可を受けた者に対する措置	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>				
備考					